



島根県報

平成28年4月15日（金）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第314号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町152番地先から同町150番地先まで	前	メートル 24.22～ 24.43	メートル 10.00	松江県土整備事務所 減幅
			後	24.00	10.00	
〃	佐田八神線	出雲市佐田町大呂1884番1地先から同3102番22地先まで	前	8.59～ 15.42	132.14	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	13.83～ 38.30	132.14	
〃	萩津和野線	鹿足郡津和野町名賀241番1地先から同番16地先まで	前	9.33～ 10.84	26.60	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害復旧工事 拡幅
			後	18.22～ 28.64	26.60	
〃	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字御波1037番9地先から同地先まで	前	4.35～ 12.35	79.50	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	10.90～ 15.43	79.50	

島根県告示第315号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宮内掛合線	出雲市佐田町原田365番5地先から同382番1地先まで	メートル 36.00	平成28年 4月15日	出雲県土整備 事務所	
〃	佐田八神線	出雲市佐田町大呂1884番1地先から同3102番22地先まで	132.14	平成28年 4月15日		
〃	萩津和野線	鹿足郡津和野町名賀241番1地先から同番16地先まで	26.60	平成28年 4月15日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	日ノ津崎港線	隠岐郡海士町大字御波1037番9地先から同地先まで	79.50	平成28年 4月15日	隠岐支庁県土 整備局	